滋 障 福 第 758号 令和3年(2021年)4月6日

各障害福祉サービス事業所等管理者 様

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課長 (公印省略)

障害福祉サービス事業所等の介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書の 提出について(障害福祉サービス(地域相談支援)

平素は、本県の障害福祉施策の推進に多大な御協力をいただきありがとうございます。 さて、貴障害福祉サービス事業所等における「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」につきま しては、下記のとおり御提出をお願いします。

記

提出書類	対象事業所	提出期限【必着】	提出方法
介護給付費等算定に係る体 制等に関する届出書	全事業所	令和3年4月21日(水)	紙ベース(郵送) のみ

- •「介護給付費等算定に係る体制等に関する届出書」の様式については、メールで送付するとともに、ホームページにも掲載しますので、必ずその様式を使用してください。
- ・令和3年4月1日から加算等の対象となるサービス提供が適切になされている場合には、今回の提出により、4月1日に遡って加算を算定できますが、本特例は令和3年4月1日から施行される制度に関す **る事項に限定**されるものであり、従来から継続して実施されているものについてはこの限りではないことを御留意願います。

滋賀県健康医療福祉部障害福祉課

企画・指導係

TEL: 077-528-3544

E-mail: ec0002@pref.shiga.lg.jp